

## 【補註9】Varaṇā (ヴァラナー)

[0] ヴァラナー (P. *Varaṇā*, Skt. ?) は聖典中にほとんど記録されておらず、この地に関わる人物はマハーカッチャーナ (P. *Mahākaccāna*, *Mahākaccāyana*, Skt. *Mahākātyāyana*) とそれに教化されるアーラーマダンダ婆羅門のみであり、釈尊がここに赴かれた、または滞在されたとする記録はない。また『法顕伝』や『大唐西域記』には、これに当ると推定される地は記録されていない。

[1] この地とそこにあったとされるカッダマダハ (*Kaddamadaha*) 池の漢訳名には以下のものがある。

跋蘭那聚落・烏泥池：雑阿含 546 (大正 02 p.141 中)

婆羅那・烏泥池：雑阿含 547 (大正 02 p.141 下)

婆那国・深池水：増一阿含 019-009 (大正 02 p.595 中)

[2] ヴァラナーの規模

A資料では、『雑阿含』546 が「跋蘭那聚落」とし、「聚落」としている。『増一阿含経』019-009 は「婆那国」すなわち「国」としている。

B資料になるが、AN.-A. (vol.II p.139) によればヴァラナーは *nagara* である<sup>(1)</sup>。

(1) AN.-A. (vol.II p.139) : *varaṇāyaṃ viharatī ti varaṇā nāma ekaṃ nagaraṃ, taṃ upanissāya viharati.*

[3] AN.002-004-006 (vol.I p.065) によればこのヴァラナーはマハーカッチャーナ (*Mahākaccāna*) がアーラーマダンダ (*Ārāmadanda*、執澡濯杖、執杖) という名のバラモンを教化した地である。

[3-1] 以下がその資料である。

ある時、マハーカッチャーナ長老がヴァラナーのカッダマダハ (*Kaddamadaha*) 池の岸にいた時に、アーラーマダンダという名のバラモンが長老のもとに至り、「クシャトリヤがクシャトリヤと、バラモンがバラモンと、長者が長者と争う原因・理由は何か」と尋ねる。長老はこれに答えて「欲に対する貪・執着・繫縛・大貪・纏・取著が原因である (*kāmarāgābhinivesavinibandhapaligedhapariyuṭṭhānājhosāna-hetu*) 」と答える。次に婆羅門が「沙門が沙門と争う原因・理由は何か」と問うと長老は「見解に対する貪・執着・繫縛・大貪・纏・取著が原因である (*diṭṭhirāgābhinivesavinibandhapaligedhapariyuṭṭhānājhosānahetu*) 」と答える。

「この世に欲に対する執着と見解に対する執着とを超えた人は存在するか」という問いに対して、長老は「婆羅門よ、東方地方に舎衛城と言う名の都があって、そこに今現在かの世尊・正等覚者がおられて (*atthi, brāhmaṇa, puratthimesu janapadesu sāvattī nāma nagaraṃ. tattha so bhagavā etarahi viharati araham sammāsam-buddho* …) その方は欲に対する執着と見解に対する執着とを超えておられる」と答える。それを聞いてアーラーマダンダは世尊のおられる方角に向かって3回帰依を唱えて、マハーカッチャーナのもとで優婆塞になる。

以上が AN.002-004-006 の概要である。これに対応する経としては『雑阿含』546 (大正 02 p.141 中) がある。ただしここでは舎衛城が跋蘭那 (ヴァラナー) 聚落の東方に位置するとは記されていない。

内容が上記と異なるが『雑阿含』547 (大正 02 p.141 下)、『増一阿含』019-009 (大正 02 p.595 中) もマハーカッチャーナがヴァラナー (婆羅那、婆那) に滞在していた時の記事である。『雑阿含』547 は対告衆をアーラーマダンダ (執杖) 梵志とするが、『増一阿含』019-009 は姦茶婆羅門とする。この漢訳二経に対応するパーリの経 AN.002-004-007 (vol.I p.067) は、場所をマドゥラー (*Madhurā*) のグンダー林 (*Gundāvana*) とし、マハーカッチャーナと問答を交わすのはカンダラーヤナ (*Kandarāyana*) ・バラモンである。「姦茶婆羅門」はこのカンダラーヤナに対応する。

『増一阿含』019-009 では2人の対論の後、尊者迦遮延は姦茶婆羅門に、自身ではなくて釈尊に帰依すべきことを説くが、その際に釈尊がすでに般涅槃したと述べている。この末尾のやりとりは MN.084 '*Madhura-s.*' (vol.II p.083) に同様の記事が見られる。これはマハーカッチャーナとマドゥラー王・アヴァンティプッタ (*rājā mādhuro avantiputto*) の間に交わされた四姓平等に関する問答である。これの対応経は『雑阿含』548 (大正 02 p.142 上) である。

[3-2] マハーカッチャーナが登場することと、唯一 AN.002-004-006 から得られるヴァラナーが舎衛城の西に位置するという情報を信用するならば、マハーカッチャーナの教化地域を調査することによって、ヴァラナーの位置をある程度限定できると考えられる。

A資料で確認できるマハーカッチャーナが滞在した西方インドの地はアヴァンティ (*Avanti*)、マドゥラー (*Madhurā*) のみである。

マハーカッチャーナがアヴァンティ (*Avanti*) に滞在したことを伝えるものは以下のものである。

SN.022-003,004 (vol.III p.009)、SN.035-130 (vol.IV p.115) : アヴァンティ (*Avanti*) ・クララガラ

(*Kuraraghara*) のパパータ (*Papāta*) 山においてハーリッダカーニ (*Hālidakkāni*) 長老と問答。ただし『雑阿含』551 から 555 (大正 02 p.144 上~p.145 下) では摩訶迦旃延が釋氏訶梨聚落精舎にいた時のこととする。ハーリッダカーニ長老は「訶梨聚落主長老」。『雑阿含』555 (大正 02 p.145 下) では対告衆が八城長者・陀施。

AN.010-003-026 (vol.V p.046) : アヴァンティ・クララガラのパパータ山でカーリー (*Kālī*) 優婆夷の問い

に答える。『雑阿含』549（大正02 p.143上）では「阿槃提国・拘羅羅陀精舍」。優婆夷の名は「迦迦迦優婆夷」。

SN.035-132 (vol.IV p.116) : アヴァンティ・マツカラカタ (Makkarakata) の草庵 (araññakuṭīkā) でローヒッチャ (Lohicca、魯嚧遮) 婆羅門の弟子たちを教化する。『雑阿含』255（大正02 p.063中）では場所を「阿槃提国・濕摩陀江側獅猴室阿練若窟」とする。

Udāna 005-006 (p.057) : アヴァンティ・クララガラ・パヴァッタ (Pavatta) 山にいた時に Soṇa Koṭīkaṇṇa を出家させる。Vinaya「皮革鞣度」(vol.I p.194)、『四分律』「皮革鞣度」(大正22 p.843中)、『五分律』「皮革法」(大正22 p.144上)、『十誦律』「皮革法」(大正23 p.178上)、『十誦律』「皮革法」(大正23 p.180下)

マハーカッチャーナがマドゥラーに滞在したことを伝えるのは以下のものである。

MN.084 Madhura-s. (vol.II p.083) : マドゥラーのグンダー林でマドゥラー王・アヴァンティプッタ (rājā mādhuho avantiputto) に四姓平等を説く。対応経である『雑阿含』548（大正02 p.142上）では摩訶迦旃延は稠林で摩偷羅國王と問答する。

AN.002-004-007 (vol.I p.067) : マドゥラーのグンダー林で、カンダラーヤナ・バラモンと問答。対応経の『雑阿含』547（大正02 p.141下）、『増一阿含』019-009（大正02 p.595中）では場所がヴァラナーである。

B資料になるが、マハーカッチャーナがソーレヤ (Soreyya) に行乞した記事が *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol.I p.325) に見られる。

釈尊が舍衛城におられた時、ソーレヤにソーレヤという名の長者子がいた。彼が友達と従者をつれて車で沐浴のために都から出て行ったときに、乞食のために都に入ろうとしているマハーカッチャーナに出会う。ソーレヤ長者子は長老の金色の身体を見て、「彼を私の妻にできたら、もしくは、私の妻の身体があのようにならいいのに」と邪な思いを抱いて、そのために女性になってしまう。

ソーレヤは【補註8】- [10] に述べられているように、スーラセーナもしくはパンチャーラに属すると考えられる。ヴァラナーがマドゥラーの近郊であれば、ヤムナーの西岸に位置し、スーラセーナ国内になるであろうが、ソーレヤに近いとすればヤムナーの東岸に位置し、パンチャーラ国に属することになる。

また『根本有部律』「波逸底迦 082」（大正23 p.880下）、*Divyāvādāna* ‘Ru-drāyaṇāvādāna’（正しくは *Udrāyaṇāvādāna*）に、マハーカッチャーナがロールカ (Roruka, Rauruka、勝音城) から舍衛城まで、途中、いくつかの地を経由して教化遊行する記事がある<sup>(1)</sup>。ロールカはソーヴィーラ (Sovira) 国の首都であり、ソーヴィーラはカッチ湾沿岸またはカンバート湾沿岸の地とされる<sup>(2)</sup>。これも舍衛城から西ではあるが、はるか西であるため、ヴァラナーの地を限定することに寄与しない資料である。

(1) *Divyāvādāna*, ed. by E. B. Cowell, R. A. Neil, Cambridge 1886, pp.579-; Johann Nobel, *Udrāyaṇa, Kō nig von Roruka, Eine buddhistische Übersetzung, Die Tibetische Übersetzung des Sanskrittextes*, Wiesbaden, 1955, Erster Teil, pp.102-; 平岡聡『ブッダが謎解く三世の物語 下』大蔵出版、2007年、p.506～

(2) Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names* の ‘Sovira’ の項目はカンバート湾をとるカニガムの比定を紹介し、T.W.リス・デヴィッツ『仏教時代のインド』大東出版、1984年、p.28はカッチ湾沿岸をとる。

[4] ヴァラナーはアツカターによれば都 (Nagara) であるが、それほど大規模の場所ではなく、『雑阿含』546のいう「聚落」が適当ではなかったか。いずれの国に所属していたかについては、マハーカッチャーナの活動地域であったことから、原始仏教聖典の伝える範囲に限れば、アヴァンティ国またはマドゥラーのあったスーラセーナ国が候補に絞られるが、アヴァンティは舍衛城から見て南西に当るので、マドゥラーの周辺の方がいくらか妥当である。

よって本資料集ではマドゥラーの近くと見て、スーラセーナ国に含めて処理した。ヴェーランジャーとの位置関係が問題になるが、今は不明とする。

(岩井 昌悟)